平成２４年（フ）第１６２４号
名古屋市中川区中島新町１丁目709番地　ハイツサンローラン303号
債務者　那須　　豊
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４９５号
大阪府茨木市三島丘２丁目23番８号
債務者　佐々木　昭
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３５号
大阪市西区南堀江２－５－20　Ｃ－202、住民票上の住所大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町１丁20番地４
債務者　今村　吉志
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５２号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目８番24号　ヤマトハイツ203号
債務者　髙橋由紀子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３６号
大阪市西成区鶴見橋２丁目１番26号　アレックスマンション203号、事業所所在地大阪市中央区難波４丁目６番15号
債務者　せいわこと金沢誠和こと　金　　誠和
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７８号
大阪府門真市下馬伏町６番２－107号、前住所大阪府門真市島頭４丁目21番23号
債務者　轟　さとみ
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３５２号
大阪市平野区長吉長原東２丁目３番36号　クロスウェイ平野501号
債務者　北原美奈子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６１８号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目13番24号
債務者　岩満組こと　岩満　　学
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６６９号
大阪府吹田市垂水町３丁目９番10号
債務者　中尾　和雄
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７８２号
大阪府門真市舟田町12番26号　グリーンプラザ501号
債務者　金井　直徳
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８１５号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　馬場　峯夫
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２３号
大阪市生野区桃谷１丁目10番22―602号
債務者　中馬　一彦
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２４号
大阪市住吉区我孫子１丁目８番３―210号
債務者　林　新二郎
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４８号
大阪市東淀川区大桐２丁目４－８－105、住民票上の住所大阪市東淀川区大桐３丁目16番26号
債務者　中村　俊裕
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８６８号
大阪府東大阪市吉田６丁目６番８号　第二寿マンション203号
債務者　石橋　義一
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７５号
大阪府枚方市交北３丁目７番28―109号
債務者　馬塲崎文治
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９０９号
大阪市城東区成育４丁目16番11号
債務者　神野　真代
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部